

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年10月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：モンゴル国 ICT 産業振興プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称 : モンゴル国ICT産業振興プロジェクト

調達管理番号 : 25a00517

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年10月15日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国ICT産業振興プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月 ～ 2029年1月

なお、契約履行期間の分割は想定しませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の13%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の13%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2026年度（2026年12月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 2027 年度 (2027 年 12 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 民間セクター開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 10月 21日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 10月 22日 12時まで
3	質問への回答	2025年 10月 27日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 11月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	2025年 11月 12日 14時～(予定)
6	評価結果の通知日	2025年 11月 18日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/9siFrbDSXQ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

１） プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第３章４．（３）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（３）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

（ただし、パスワードを除く）

（４）提出書類

- １） プロポーザル・見積書
- ２） プレゼンテーション実施に必要な資料
- ３） 別提案書（第３章４．（２）に示す上限額を超える提案がある場合）

７． 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドラ

イン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第 3 章 4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位 1 位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の 2 点について、加点・斟酌されます。

1）業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

2）価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第 1 位と第 2 位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- ☒ 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	統括団体の設立とプロジェクト終了後の自立的運営も踏まえた効果的なWG・Sub-WGs運営・管理手法の提案	第3条2（2）ワーキンググループ（WG）とサブワーキンググループの運営 （以下は関連する条項） 第3条2（3）プロジェクトの柔軟性の確保 第3条2（10）C/Pのオーナーシップの確保 第3条2（11）現地リソースの活用

		第4条2(1)②成果1に関わる活動
2	プロジェクト終了後の実施機関による自立的運営も踏まえた海外市場展開支援プログラム、リージョナルアクセラレータープログラム、ナショナルアクセラレータープログラム、ハッカソンイベントの設計・運営方針、プログラム案の提案	第3条2(5) 海外展開支援プログラム、リージョナルアクセラレータープログラム、ナショナルアクセラレータープログラム、ハッカソンイベント運営（成果3、4、5） （以下は関連する条項） 第3条2(6) 中央アジア市場展開の対象国（成果3、4） 第3条2(10) C/Pのオーナーシップの確保 第3条2(11) 現地リソースの活用 第4条2(1)④成果3に関わる活動 第4条2(1)⑤成果4に関わる活動 第4条2(1)⑥成果5に関わる活動

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書（案）に加えて、詳細計画策定調

査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2025年5月/6月
- ・ RD署名：2025年9月26日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）本プロジェクトの対象セクター

本プロジェクトはモンゴルにおけるICT産業の発展を目指し実施するが、ここでの「ICT産業」の定義は日本標準産業分類（2023年7月告示）上の大分類「G情報通信業」とする。また、各成果に係る活動の対象としては、同定義より通信業を除く「IT産業」とすることで実施機関と合意している。ただし、ICT産業・デジタル産業・DXが今後も伸張することも踏まえ、必要に応じてカウンターパート（C/P）と協議し、通信業事業者や関連産業事業者の各種活動への参画、連携、協力も柔軟に行っていくこととする。

（2）ワーキンググループ（WG）とサブワーキンググループ（Sub-WGs）設置と運

営²

本プロジェクトでは、モンゴルICT産業における現地関係者間の連携・協働を促進し、効果的な政策形成・実施、ビジネス環境整備に向けた官民対話を促進すべく、WGおよびSub-WGsを立上げて運営・管理を行う。また、それらの運営・管理を通して、本プロジェクト終了後には既存のモンゴルIT産業の民間企業・各種団体を取りまとめて産業発展を率先する統括団体（"umbrella organization"）が設立されることを目指していく。これら目的を踏まえた運営がなされるよう留意が必要となる。特に、統括団体設立に向けてC/Pや現地関係者のオーナーシップを確保し、現地リソース主体の運営体制構築と能力強化が進むよう工夫する必要がある。

WG事務局はデジタル開発・イノベーション・通信省（MDDIC）、National Information Technology Park Mongolia（ITパーク）およびJICA専門家（受注者）により構成し、MDDIC及び民間企業・団体から共同議長、ITパークから副議長を選出する。WGの下にテーマ毎の分科会であるSub-WGsを設置する。Sub-WGsの設置数は基本的には成果2、3、4、5に紐づき4グループとするが、運営の効率性や合理性を踏まえて調整すること。各Sub-WGsにおいてもそれぞれ議長を設置する。

WG・Sub-WGsの構成員は、政府機関からは実施機関や関係機関であるMDDIC、ITパーク、経済・開発省、内閣官房、道路・運輸省、家族・労働・社会保障省、国家データセンター、E-Mongolia Academy、ウランバートル市やフンヌ市等の地方自治体を想定。また民間企業・団体についてはIT産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、スタートアップ、業界団体から、幅広く募集して参加を促す。

受注者はWG・Sub-WGsの運営計画案を事務局、JICA本部・モンゴル事務所と事前に協議を行い策定し、第1回目WGにて運営計画を協議に諮り、決定すること。また、第1回WGにて決定した同方針に基づき、それ以降のSub-WGsの運営を行うこと。

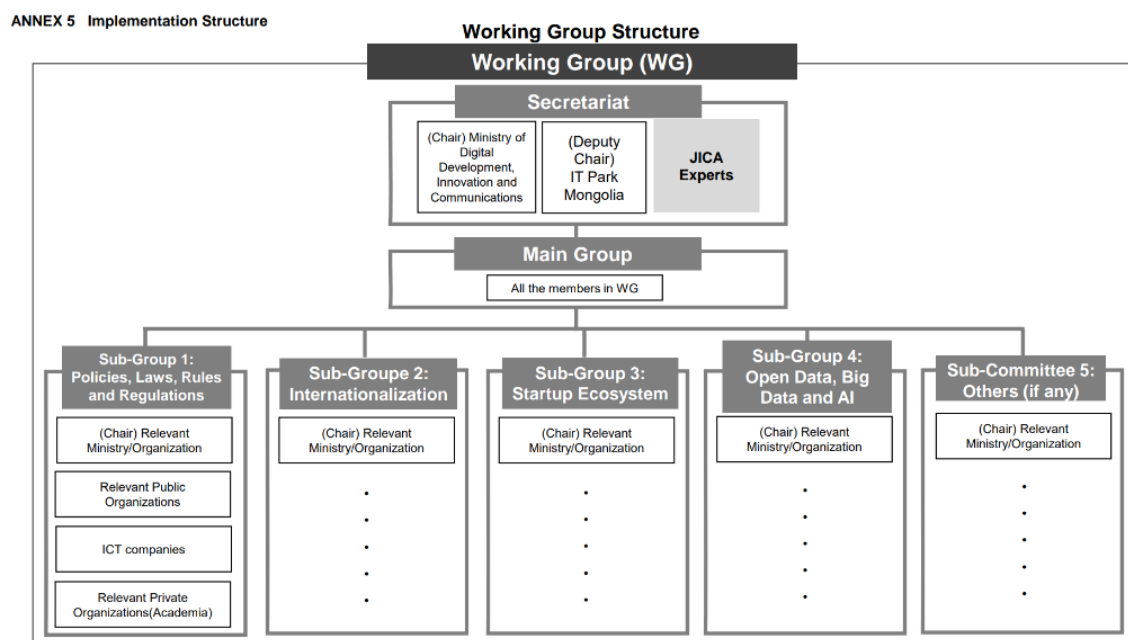
Sub-WGsは各成果の達成に向けた課題、解決策や活動を協議し、Sub-WGs単位で年度初めに活動計画を策定して、構成員が各活動を協働して実施するよう留意した運営・管理が必要となる。また、年度単位で活動計画を改定・実施を繰り返してPDCAサイクルを回し、協働を通して構成員が組織学習や協力関係を深化させ、同時に実施機関も運営管理能力や政策形成・実施能力を強化させていくことに留意した運営計画の設計と運営・管理が必要となる。また、管理に際しては、Work Breakdown Structure（WBS）等のプロジェクト管理ツールや政策マトリックスのフレームワーク等を活用し、プロジェクト管理の柔軟性を確保しつつ、介入効果の発現に向けて活動の方向性がぶれないよう工夫が必要となる点に留意すること。

また、活動1-4に記載の議題についても、成果2・5に関わるSub-WG等、適切なSub-

² 成果1におけるWG・Sub-WGsを効果的、効率的に運営・管理し、統括団体を設立するための方針やシナリオ、運営計画素案について、プロポーザルにて提案すること。また、提案内容には、WG・Sub-WGs運営を成功裏に進めるためのポイント・留意事項も含めること。

WGにおいて解決策・活動を協議することとする（2027年で期間が終了するデジタルネーション構想の成果レビュー、民間の持つデータ取引・活用にかかる法制度・規制整備、国家AI戦略に則って倫理的で安全なAI活用に関わる政策整備等）。

<WG・Sub-WGs体制図の想定>



(3) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/Pのパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクトの活動を柔軟に変更していくことが必要となる。特に本プロジェクトが対象とするICT産業の速い変化を考慮すると、なおさら柔軟性は欠かせない。ICT産業においては、市場が求める技術やサービスの変化のスピードが早く、モンゴルにおける優先分野の変更や拡充が生じることが想定されうる。

加えて本プロジェクトでは、モンゴルICT産業に関わる多様な現地関係者から構成されるWGおよびSub-WGsが設置され、各成果の達成に向けた具体的な活動内容が現地関係者主導で協議、計画され、協働で実施されることを想定している。したがって、現地関係者の課題や関心が多岐にわたり、活動案の提案也多岐にわたる可能性がある。

この点を踏まえ、受注者は、プロジェクト運営、進捗、成果の発現状況を把握、管理する際には、WBS等のプロジェクト管理ツールを有効活用し、多様な活動と手段を柔軟に検討、推進しつつ、プロジェクト目標達成と介入成果発現に向けて活動の方向性がぶれないよう留意したプロジェクト運営・管理を行うこと。

（４）IT産業振興法³の施行促進

IT産業振興法は2024年に施行されたが、投資法等の関連法制度との整合性が取れていない他、税務・財務上の優遇策に関連しては2025年6月現在、モンゴル政府において税制度改革が並行して推進されており、今後、新税制度のもとでのIT産業振興法施行に関わる予算補填状況、及び新税制度の実効性に関わり、新税制度の関係省庁との調整状況も確認していく必要がある。また、施行促進をめぐっては、実施機関が課題のボトルネックや解決方法を把握できていない可能性があり、実施機関との協議や課題分析を丁寧に行ってボトルネックを把握し、課題解決に向けたプロセスへの助言や管理が必要となっている。また、実施機関の能力次第では、国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度や細則の改正に関する助言や提言を提供するとともに、法制度や細則の修正案を策定する。

（５）海外市場展開支援プログラム、リージョナルアクセラレータープログラム、ナショナルアクセラレータープログラム、ハッカソンイベント運営（成果３、４、５）⁴

モンゴルのICT産業・スタートアップの課題として、創業段階以降の成長軌道のモデルや成功企業事例にかかる知見が蓄積されておらず、またエコシステム内で知見やノウハウが継承されていないことが挙げられる。それを踏まえ、本プロジェクトではIT企業の成長ステージに合わせた課題解決が促進されるよう支援プログラムを準備し、それぞれのプログラムを順々に参加・終了して成功裏に事業規模拡大を果たしていくことで成長軌道が示され、モデルケースが形成されるよう環境整備を進めることとしている。また、その際には成功企業の経営層がメンターとして活躍する等、知見やノウハウが次世代に継承・循環されるようエコシステムが整備されることも重要と認識している。それらを踏まえて、本プロジェクトでは、創業期・事業組成期から順にハッカソンイベント（成果５）、ナショナルアクセラレータープログラム（成果４）、リージョナルアクセラレータープログラム（成果４）、海外市場展開支援プログラム（成果３）の４つの支援プログラムを設計、実施していくこととして、実施機関と合意している。

また、本プロジェクト終了後には、各プログラムはITパークの提供する支援サービスとして実装されるように推進することを実施機関とは合意している。したがっ

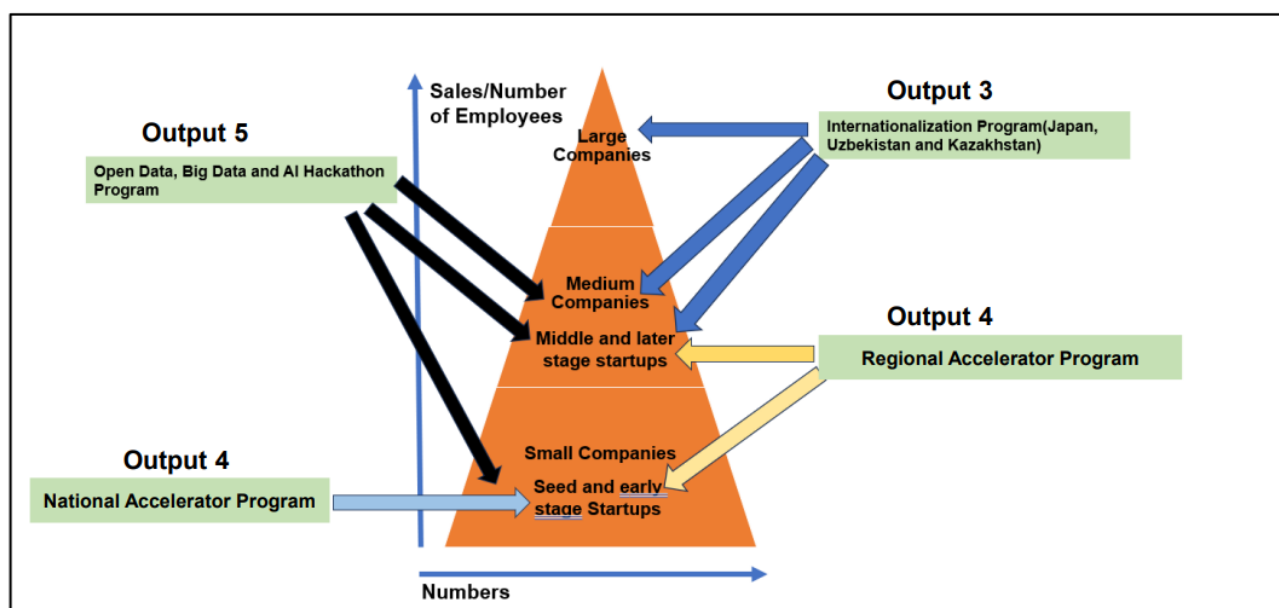
³ 「IT産業振興法」とはIT産業振興を目的とし、IT産業に従事する企業・人材育成、資金源多様化、投資環境整備に向けた政府の支援策を規定したもの。同法律では「バーチャルゾーン」というオンラインプラットフォームが設置され、バーチャルゾーンに登録したIT産業企業は同法律にて規定された各種支援を受けることが出来る。また、AI等の製品・サービス開発・実証に向けては規制のサンドボックスが設けられると規定されている。

⁴ 成果３、４、５における海外市場展開支援、リージョナルアクセラレータープログラム、ナショナルアクセラレータープログラム、ハッカソンイベントの設計・運営の方針、各プログラム素案について、プロポーザルにて提案すること。また、海外市場展開支援プログラム、リージョナルアクセラレータープログラムにおいては、下記第３条２（６）にしたがって、現時点で最適と考える対象国を選定の上、設計・運営の方針、各プログラム素案を提案すること。

て、プログラム設計・実施に際しては、主催・運営者としてのITパークのオーナーシップの確保や能力強化が重要であり、現地リソースを最大限活用して企画・運営する体制を構築出来るよう支援する必要がある。また、本プロジェクトに先行して実施された調査「ICT産業・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査」（2023年～2025年）（以下、基礎調査）においては、各プログラムに対応したパイロットプロジェクトが実施されており、運営の教訓やアセットを有効活用していく必要がある。

また、ナショナルアクセラレータープログラムやリージョナルアクセラレータープログラムについては、実施機関の要望に応じて、国際的なアクセラレーターを誘致して共同開催することも検討すること。加えてMDDICは地方都市におけるイノベーションハブ運営と地方クラスター形成促進を進めており、地方自治体職員や地方の起業家のプログラム参加も促すよう留意すること。

<各プログラムの対象ステージの想定>



（６）中央アジア市場展開の対象国（成果３、４）

基礎調査の結果も踏まえて、実施機関とはウズベキスタンおよびカザフスタンを優先的な対象国候補として合意した一方、実施機関やモンゴル企業からはキルギスも有力展開先であるとの見解も示している。これらを踏まえて、受注者はウズベキスタン、カザフスタンを中央アジアの優先対象国として成果３および４にかかる活動案の素案を検討しつつも、キルギス市場展開支援の可能性についてもC/PやSub-WGと協議を行い、最終的な決定を行うこと。ただし、プロジェクト予算にて実施支援可能なビジネストリップの対象国数は2か国を想定していることに留意する。一

方で、ビジネストリップの訪問国にて訪問国以外の企業・団体との交流も実施されることは妨げるものではない。

（７）ハッカソンイベントにて活用するデータ（成果５）

詳細計画策定調査を通して、家族・労働・社会保障省および道路・運輸省の保有するオープンデータおよび非公開データを活用してハッカソンイベントを実施することで両省および実施機関とは合意している。したがって、イベント１回目については、一義的には同データを活用して実施することとするが、AI 活用に十分なデータの質と量、潜在的な参加者層のデータニーズや Sub-WG における協議結果も踏まえて、民間企業や他の省庁・自治体の保有するオープンデータ・非公開データを活用して実施することも検討する事。また、２回目については、１回目の結果を踏まえて、活用するオープンデータ・非公開データを検討・準備のうえ実施すること。

（８）E-Government の海外市場展開

MDDIC傘下のE-Mongolia Academyは、E-Governmentの一端としてサービスを提供するE-Mongoliaを運営しており、市民や民間事業者・団体がオープンデータを取得する際の窓口となっている。また同機関はオープンデータを活用した、あるいは活用促進のためのアプリケーション開発も行っており、E-Mongoliaに基づくE-Governmentの仕組みや開発したアプリケーションの海外市場展開を目指している。基礎調査ではモンゴルのE-Governmentの仕組みがICT産業における強みの１つとして特定されているため、海外展開支援プログラム（成果３）におけるビジネストリップへの参画等、E-Mongolia Academyのサービスも効果的に市場展開されるよう留意すること。

（９）JICA の他事業や他の開発協力機関等との連携

本プロジェクトと並行して実施されている、技術協力事業「新ゾーンモド市及び自由経済地域開発促進プロジェクト」では、チンギスハーン国際空港周辺に位置するフヌ市の開発に向けて、投資環境整備のための法制度整備、産業振興計画、開発・運営体制構築を支援している。モンゴル政府は、同市をICTを始めとする新産業特区として開発する方針を示している。したがって、同事業の日本側、モンゴル側関係者に対しては必要に応じて意見交換、情報共有に協力すること。またモンゴル側関係者についてはWG、Sub-WGsの構成員案に加えることとし、Sub-WGsにおいてはICT産業エコシステム全体の発展の手段の一つとして同産業特区が有効活用される方法等、を議題の１つとするよう留意すること。

また、欧州復興開発銀行等、他の開発協力機関が資金援助も含めて創業期スタートアップ・投資家向けの支援事業を実施しているなか、ICT産業エコシステム全体の発展を見据えて補完的な関係を構築できるよう、情報共有や意見交換を積極的に

行い、本事業との連携や協力が進むよう留意すること。他の開発協力機関がWGやSub-WGsの構成員になることは妨げない。

(10) C/Pのオーナーシップの確保

C/Pの能力向上やプロジェクト終了後の事業成果の持続性に鑑みて、受注者はC/Pのオーナーシップを確保しながら、モンゴル側関係者の主体的な取り組みを醸成し、モンゴル側関係者が協働で業務を進める必要があることに留意してプロジェクト運営を行うこと。特に、成果1や成果3、4、5の運営に関しては留意すること。

(11) 現地リソースの活用

モンゴルICT産業発展のためには現地関係者の参画が重要であり、また現地事情に合わせた支援となるよう、現地傭人や現地再委託等を活用して、現地及び第三国リソースを積極的に活用することが重要である。特に成果1におけるWGやSub-WGsの運営支援、成果3、4、5の企画運営に関連しては、モンゴルICT産業エコシステムの発展を担うBDS⁵プロバイダーの成長や現地関係者間のネットワーク強化に鑑みて、現地企業・団体等の積極的な活用を想定している。

(12) 先行案件の成果・成果品の活用

先行して実施された基礎調査における調査結果を精査し、より効果的な活動計画検討、プロジェクト運営を心掛けること。特に成果1に係るWG、Sub-WGsの運営、及び成果3、4、5については、同調査におけるWGの運営やパイロットプロジェクトの実施を通して教訓や知見が得られており、関係者とのネットワークや教訓を活かした活動の実施が期待される。

(13) 案件モニタリングのための調査団への協力

発注者は協力期間中に複数回調査団を派遣し、WG、Sub-WGs立ち上げ支援、プロジェクトのモニタリング実施を行うことを予定している。調査団派遣の際には、既に作成した資料の提供、C/Pとの面談の調整等、実務的に可能な範囲で現地調査への協力をする。

(14) ジェンダー主流化に向けた活動

モンゴルICT産業では女性経営者や女性社員の割合が小さく、特に意思決定層の女性の数が限定的である。また、技術職を選択する女性の数が少なく、固定的な性別役割分業等、男性・女性に対するバイアスが存在し、それが職業選択に影響している可能性も指摘されている。本プロジェクトはICT産業エコシステム全体を多面的に支援していくプロジェクトとなり、その特性も踏まえてICT産業エコシステム内の関係者全体で取り組みが進み、ジェンダー主流化に対応した環境整備が促進されるよ

⁵ DCED (2001) BDS Guideline Principle (<https://www.enterprise-development.org/wp-content/uploads/BDS-Guiding-Principles-2001-English.pdf>) では、BDS (Business Development Service) とは「企業の業績や市場へのアクセス、競争力を向上させるサービス」と定義される。

う留意すること（具体的な活動は第4条2.（3）⑦ジェンダー主流化に資する活動、に記載の通り。）。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

（1）プロジェクトの活動に関する業務

① ベースライン調査

モニタリングや評価プロセスにおいて必要な指標、プロジェクト開始時の基準値を得るためのベースライン調査を行う（詳細は（3）②ベースライン調査のとおり）。

② 成果1に関わる活動

成果1：モンゴルのIT産業の発展に向けた官民対話が促進される。

モンゴルICT産業の官民関係者から構成されるWG、Sub-WGsを立ち上げ、モンゴルICT産業における現地関係者間の連携・協働、および効果的な政策形成・実施に向けた官民対話が促進されるよう、管理、運営支援を行う。また、本プロジェクト終了時までに既存のモンゴルIT産業の民間企業・各種団体を取りまとめて、官民対話を促進し、産業発展を率先する統括団体（“umbrella organization”）の設立及び自立的運営に向けた支援を行う。加えて、WGおよび設立された統括団体に対してプロジェクト終了後の同団体の持続的な運営に向けた提言を行い、事業完了報告書において取りまとめる。を行う。加えて、WGおよび設立された統括団体に対してプロジェクト終了後の同団体の持続的な運営に向けた提言を行い、事業完了報告書において取りまとめる。

活動1-1：JICA基礎調査⁶報告書におけるワーキンググループの活動をレビューし、本プロジェクトにおけるワーキンググループ（WG）の運営計画案を作成する。

WG・Sub-WGsの運営計画案に加えて、統括団体の設立に向けた方針やシナリオをWG事務局（C/P）、JICA本部・モンゴル事務所と協議して策定し、第1回WGにて運営計画案（統括団体設立に向けた方針・シナリオ含む）を協議に諮

⁶ JICAモンゴル国「ICT産業・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査」（2023～2025）

り、運営計画を決定する。また同計画に基づき、第1回目以降のSub-WGsの運営を行う。運営計画においてはWG・Sub-WGsの機能分担、構成員等についても記載する。

活動1-2：WGおよびサブワーキンググループ（Sub-WGs）を立ち上げる。

WG・Sub-WGsの構成員を募集・調整して確定する。政府機関については実施機関による参加調整・確定を支援し、また民間企業・団体については効果的な手法で募集を行う。

活動1-3：WGとSub-WGsの会議を四半期に一度開催して議論を促進し、各Sub-WGsの活動実施をモニタリングする（第6条 再委託を参照。）。

活動1-4：WGおよびSub-WGでの議論結果に基づいて、モンゴルのIT産業振興にかかるアクションプラン／ロードマップ／企画書案を作成する（データ利活用に関わる民間企業間または民間企業・公的機関間のデータ授受にかかる施策、フヌヌ市におけるIT産業振興のための自由経済区開発、特に保健・教育・環境・公共部門においてAI戦略またはOECD AI原則や広島AIプロセス等の国際的なAIガバナンスのフレームワークに寄り添った、安全で倫理的で責任あるAI活用等）

現地再委託等により現地リソースを活用しつつ、運営計画に基づいてWGとSub-WGsが運営されることを管理・支援する。各Sub-WGsにおいて各成果の達成に向けた課題、解決策や活動を協議することを促進し、協議結果に基づき、各Sub-WGs単位で年初に活動計画を策定し、構成員が活動計画中の各活動を協働して実施するよう管理、助言、調整、促進を行う。また、年度単位で活動計画を改定・実施を繰り返してPDCAサイクルを回して、構成員の組織学習や協力関係深化、実施機関の能力強化が進むよう支援する。同活動計画には、活動1-4に記載のIT産業振興にかかわるアクションプラン／ロードマップ／企画書案作成（データ利活用に関わる民間企業間または民間企業・公的機関間のデータ授受にかかる施策、フヌヌ市におけるIT産業振興のための自由経済区開発、特に保健・教育・環境・公共部門においてAI戦略またはOECD AI原則や広島AIプロセス等の国際的なAIガバナンスのフレームワークに寄り添った、安全で倫理的で責任あるAI活用等）のほか、PDM上の成果2、3、4、5達成に向けた各活動が含まれるが、それらに限らず成果達成に向けた幅広い協議結果を反映すること。

③ 成果2に関わる活動

成果2：モンゴルIT産業に関連する政策、法令、規則、規制等のビジネス環境が改善する。

成果2の達成に向けて、Sub-WGsにて協議、協働して活動を進めていくことが期待される。Sub-WGsにおける議題については、基本的にはIT産業振興法の施行促進にかかる内容を主要な議題として協議することを想定しているが、実施機関や関係機関の要望も踏まえて、活動1-4に記載の議題についても解決策・活動を協議する（2027年で期間が終了するデジタルネーション構想の成果レビュー、民間の持つデータ取引・活用にかかる法制度・規制整備、国家AI戦略に則って倫理的で安全なAI活用に関わる政策整備等。）。ただし、議題はそれらのみに限定せず、構成員からの提案内容を広く受け付けるものとする。また、活動2-1、2-2を通して企業情報や統計データ収集・整備能力向上に貢献して、実施機関の政策策定能力向上、ICT産業の政策・制度・産業・サービスにかかる実施機関の情報提供能力向上、また情報の流動性促進を通じたICT産業関係者間のリンケージ形成促進に貢献することを目指す⁷。

活動2-1：IT産業振興法にて設置されたバーチャルゾーン⁸の登録システムを活用して、モンゴルIT企業の登録を進めてデータを収集する方法を確立する。

活動2-2：活動2-1によるデータ収集に基づき、IT企業及びその他ステークホルダー（BDSプロバイダー⁹等）が企業の成長ステージ毎に配置されたIT産業エコシステムマップを作成する。

エコシステムマップは、スタートアップ各ステージ、中小企業、大企業等の企業の成長ステージ（事業規模等に基づく分類）毎に、該当する既存IT企業、及び各ステージに対して資金、サービスや製品を提供する民間企業や団体（投資家、金融機関、ファンド、インキュベーター・アクセラレーター・イノベーションハブ、税理士、会計士、弁護士、コンサルティング会社等）、制度環境整備や公的サービスの提供を行う中央省庁、政策実施機関、教育機関及び開発援助機関等、既存エコシステムプレーヤーを図化したマップを想定。実施機関のHPに掲載する等、情報提供を行い、各企業の連携先探索、実施機関の政策介入ポイントの分析に役立つことを狙っている。受注者は、エコシステムマップ概要や作成プロセスを検討し、発注者と協議のうえ、作成する。

活動2-3：IT産業振興法をレビューして施行上の課題を特定する。

⁷ スタートアップカンボジアのように、IT産業の政策・制度・産業状況に係る情報が一元化されたHPが、実施機関側自身で設営・運営されることを側面支援するイメージとなる。（スタートアップカンボジア：<https://startupcambodia.gov.kh/>）

⁸ IT産業振興法によると、「バーチャルゾーン」とはIT産業振興法の下に設置されたオンラインプラットフォームのことで、バーチャルゾーンに登録したIT産業企業はIT産業振興法に規定された各種支援を受けることが出来る。

⁹ DCED（2001）BDS Guideline Principle（<https://www.enterprise-development.org/wp-content/uploads/BDS-Guiding-Principles-2001-English.pdf>）では、BDS（Business Development Service）とは「企業の業績や市場へのアクセス、競争力を向上させるサービス」と定義される。

活動 2-4：国際的なグッドプラクティスを参照しつつ、特にバーチャルゾーンや AI サンドボックス¹⁰等の分野で、IT 産業振興法の施行を促進する。

IT 産業振興法の施行にかかる課題状況や実施機関の能力に応じて、国際的なグッドプラクティスを示すだけでなく、法制度・細則の改正に関する助言や提言を提供するとともに、法制度、細則の修正案を策定する。

④ 成果 3 に関わる活動

成果 3：モンゴル IT ビジネスの海外市場展開が促進される。

成果 3 の達成に向けて、Sub-WGs にて多様な議題を協議して、協働して活動を進めていくことが期待される。特に、IT 産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、ミドル期¹¹以降のスタートアップを対象にして、Sub-WGs にて協議のうえ、協働して、活動 3-1 から 3-3 の一連の海外市場展開支援プログラムを企画・運営する。プログラムを通して、対象 IT 企業の経営能力強化、各種提携等のビジネスリンク形成促進、資金調達等の資金アクセス促進を支援し、中央アジア・日本市場展開促進による事業規模拡大を目指す。また、設計・実施された海外市場展開支援プログラムが本プロジェクト終了後には IT パークの支援サービスの 1 つとして実装され、自立的に運営されることを目指している。したがって、プログラム運営に際しては現地再委託等、現地リソースを最大限活用し、モンゴル側に効果的に技術移転がなされるような設計、運営を行う（第 6 条 再委託を参照。）。

活動 3-1：特に中央アジアや日本などの海外でビジネスを行うことに関心をもっているモンゴル IT 企業に対してメンタリングやビジネストレーニングを提供する。

メンタリングやビジネストレーニングは、標準的な国際ビジネス慣習に対応したビジネスマネジメントを教示するものとする。また、実施機関は中央アジアへの知的財産・人材流出を懸念しており、対応した国際法務にかかるトレーニングや中央アジアのビジネス環境についての情報提供等を行い、活動 3-2、3-3 におけるマッチングやネットワーキングの成功確率が高まるよう工夫した企画・運営を行う。

活動 3-2：対面やオンラインにて、モンゴルの IT 企業と中央アジアや日本の IT 企業間のビジネスマッチングイベントを開催する。

¹⁰ IT 産業振興法によると、「AI サンドボックス」とは、AI 技術にかかる新しい IT 製品やサービスを開発、改善、実証することを目的とした環境のことを指す。

¹¹ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、製品・サービスの市場提供開始後に事業を拡大し、単月黒字化が見通せる段階（JICA クラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」より）。

活動 3-3：中央アジアや日本へのビジネストリップを実施し、それらの国の産業団体、IT 企業、および関連団体との交流を促進する。

活動 3-1 のメンタリング・トレーニングの想定案は以下の通り。

<メンタリング・トレーニング>

目的	中央アジア・日本市場展開促進による事業規模拡大を目的に、各種提携等のビジネスリンク形成促進、資金調達等の資金アクセス促進他、新規市場参入・市場拡大に資する経営能力強化のためのメンタリングとトレーニングを提供する。
実施概要	・ 標準的な国際ビジネス慣習に対応したビジネスマネジメントに関わるトレーニング。 ・ 海外市場新規参入・市場拡大のための調査・戦略策定・実行に関わるトレーニング。 ・ 知財流出や人材流出に対応した国際法務・人事・労務にかかるトレーニング。 ・ 中央アジアや日本のビジネス環境についての情報提供。 ・ ビジネスマッチングイベント／プロモーションセミナー（モンゴル国内／対面・オンライン併用想定）を実施し、資金調達や各種提携などのマッチング支援を行う（活動3-2の一部）
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	IT産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、ミドル期以降のスタートアップを対象
参加者数	約3～7社・団体/回
開催期間	プログラム設計、企業選考、メンタリング・トレーニング（約3～4か月）、ビジネスマッチングイベント／プロモーションセミナー等の準備期間からデモデイまで約6か月間を想定。
実施場所	ウランバートル市内
実施形態	対面・オンライン併用

活動3-3のビジネストリップの想定案は以下の通り。ビジネストリップはIT産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、ミドルステージ以降のスタートアップに限らず、成果 4、5 のリージョナルアクセラレータープログラムやナショナルアクセラレータープログラム優秀企業に加えて、場合によってはハッカソンイベントの優秀企業・団体・グループの参加も検討する。また、実施機関や関係機関（E-Mongolia Academy等）の能力強化・ネットワーク構築にも資するよ

う、実施機関・関係機関からの出席も調整する。なお、実施機関・関係機関からの参加者の中央アジア・日本への旅費・交通費については一般業務費として計上する（最大4名想定）。また、民間企業等の参加者の旅費・交通費については、現地再委託にて支払うこととして、インセンティブとして企業ステージに応じてプロジェクトが負担する割合に傾斜をかける（第6条 再委託を参照。）。

<中央アジア>

目的	中央アジア市場展開促進による事業規模拡大を目的に、中央アジアへのビジネストリップを実施する。それらの国の産業団体、IT企業、および関連団体との面談やビジネスマッチングイベントを開催して、交流や各種提携・資金調達を支援し、ビジネスリンケージ形成促進・資金アクセス促進を行う。
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	IT産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、ミドルステージ以降のスタートアップ、リージョナルアクセラレータープログラムの優秀企業（成果4）、実施機関・関係機関（E-Mongolia Academy等）が主要な対象者。場合によってはハッカソンイベント（成果5）の優秀企業・団体・グループの参加も検討する。
参加者数	約20名/回（実施機関・関係機関関係者含む）
開催期間	2カ国合わせて、合計約14日/回
実施場所	中央アジア2カ国（カザフスタン、ウズベキスタンに訪問する場合には、それぞれアスタナ、タシュケントを想定） *カザフスタン、ウズベキスタン側のカウンターパートとして、それぞれアスタナハブ、ITパークウズベキスタンを想定。
実施形態	対面*場合によって事前のオンライン面談も検討する。

<日本>

目的	日本市場展開促進による事業規模拡大を目的に、日本へのビジネストリップを実施する。また日本の産業団体、IT企業、および関連団体との面談やビジネスマッチングイベントを開催して、交流や各種提携・資金調達を支援し、ビジネスリンケージ形成促進・資金アクセス促進を行う。
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	IT産業大手企業、中堅企業、中小零細企業、ミドルステージ以降

	のスタートアップ、ナショナルアクセラレータープログラム優秀企業（成果4）、実施機関・関係機関（E-Mongolia Academy等）が主要な対象者。場合によってはハッカソンイベント（成果5）の優秀企業・団体・グループの参加も検討する。
参加者数	約20名/回（実施機関・関係機関関係者含む）
開催期間	約7日/回
実施場所	東京含む国内2都市
実施形態	対面＊場合によっては事前のオンライン面談も検討する。

⑤ 成果4に関わる活動

モンゴル IT 産業におけるスタートアップ・エコシステムが発展する。

成果4の達成に向けて、Sub-WGs にて多様な議題を協議して、協働して活動を進めていくことが期待される。特に、活動4-1、4-2のナショナルアクセラレータープログラム、リージョナルアクセラレータープログラムについて Sub-WG にて協議、協働して、企画・運営する。ナショナルアクセラレータープログラムはプレ・シード期¹²やシード期¹³のスタートアップ、リージョナルアクセラレータープログラムはアーリー期¹⁴以降のスタートアップを対象にすることを想定している。両プログラムとも対象企業の成長ステージに合わせて PoC¹⁵や事業規模拡大等に係るメンタリング・トレーニングを提供して成長加速を支援し、それぞれ日本・中央アジア市場での各種提携・資金調達を促進することを目指す。また、設計・実施されたナショナルアクセラレータープログラムやリージョナルアクセラレータープログラムが本プロジェクト終了後には IT パークの支援サービスの1つとして実装され、自立的に運営されることを目指している。したがって、プログラム運営に際しては現地再委託等、現地リソースを最大限活用し、モンゴル側に効果的に技術移転がなされるようなプログラム設計、運営を行う（第6条 再委託を参照。）。現地再委託費には PoC 実施費（マーケティング調査他）、メンター謝金等を含むことを想定するが、発注者と協議のうえ、決定する。

活動4-1：ナショナルアクセラレータープログラムを実施する。

¹² スタートアップ成長過程の一つのステージであり、ビジネス・製品・サービスのアイデア検討、会社設立以前の段階（JICAクラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」より）。

¹³ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、会社設立から製品・サービスが消費者に受け入れられる Product Market Fit までの段階（同上）。

¹⁴ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、製品の提供を開始した段階（同上）。

¹⁵ Proof of Concept（概念実証）の略で、新しいビジネス・商品・サービスのアイデアやコンセプト等の実現可能性や効果等を検証すること（同上）。

活動 4-2：中央アジアにて事業を行うことを念頭に入れた、リージョナルアクセラレータープログラムを実施する。

両プログラムの概要は以下の通り想定している。ただし、実施機関は国際的なアクセラレーターを誘致して共同開催も検討している。また、リージョナルアクセラレータープログラムにおいては、中央アジアの対象国のカウンターパートと共同で実施・運営することも想定されている。したがって、受注者は効果的なプログラム素案を企画のうえ、C/P、Sub-WGs にて協議を行うとともに、C/P が国際的なアクセラレーターや中央アジア対象国のカウンターパートとプログラム案について協議を行うことを支援しつつ、プログラム案を最終化する。両アクセラレータープログラムの優秀企業については、活動 3-2、3-3 の中央アジア、日本へのビジネストリップに参加できるものとする。

<リージョナルアクセラレーター>

目的	対象スタートアップの成長加速を目的として、対象スタートアップがプログラム卒業後に、中央アジアにおいて、資金調達、売上・顧客拡大、投資家・事業会社等の協業候補先とのパートナーシップ構築を実現することを目指す。
実施概要	・ ビジネスモデルや戦略にかかるメンタリングや助言を行う。 ・ PoC計画・実施を支援する。 ・ ピッチイベントを実施し、資金調達や各種提携などのマッチング支援を行う。
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	中央アジア市場展開・連携に関心があるアーリー期以降のスタートアップを対象。
参加者数	約3社・団体/回
開催期間	プログラム設計、スタートアップ選考、メンタリング（約3～4か月）、デモデイ（ピッチイベント）等の準備期間からデモデイまで約6か月間を想定。
実施場所	ウランバートル市内
実施形態	対面・オンライン併用

<ナショナルアクセラレーター>

目的	対象スタートアップの成長加速を目的として、対象スタートアップがプログラム卒業後に、モンゴル国内や日本国内において、資金調達、売上・顧客拡大、投資家・事業会社等の協業候補先との
----	---

	パートナーシップ構築を実現することを目指す。
実施概要	・ ビジネスモデルや戦略にかかるメンタリングや助言を行う。 ・ PoC計画・実施を支援する。 ・ ピッチイベントを実施し、資金調達や各種提携などのマッチング支援を行う。
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	プレ・シード期及びシード期のスタートアップを対象。
参加者数	約3社・団体/回
開催期間	プログラム設計、スタートアップ選考、メンタリング（約3～4か月）、デモデイ（ピッチイベント）等の準備期間からデモデイまで約6か月間を想定。
実施場所	ウランバートル市内
実施形態	対面・オンライン併用

なお、実施機関は地方都市におけるイノベーションハブ運営と地方クラスター形成促進を進めており、関係する地方自治体職員の能力向上のための視察には協力すること。また、同様に地方クラスターの起業家のプログラム応募も促すよう留意すること。

⑥ 成果5に関わる活動

成果5：オープンデータ、及びビッグデータ、AIに関連したビジネスが促進される。

成果5の達成に向けて、Sub-WGsにて多様な議題を協議して、協働して活動を進めていくことが期待される。特に、活動5-1、5-2のハッカソンイベントについてSub-WGにて協議、協働して、企画・運営する。モンゴルIT企業の技術競争力向上やオープンデータ及び関連技術活用促進を目指し、ビッグデータに関連した技術やAI、およびオープンデータを活用した事業・サービス・商品開発を進めたいとする企業・団体・チームを対象として、それら技術およびオープンデータを活用した事業・サービス・商品生成（ユースケース）を目的とする。また、設計・実施されたハッカソンイベントが本プロジェクト終了後にはITパークの支援サービスの1つとして実装され、自立的に運営されることを目指している。したがって、プログラム運営に際しては現地再委託等、現地リソースを最大限活用し、モンゴル側に効果的に技術移転がなされるようなプログラム設計、運営を行う（第6条 再委託を参照。）。現地再委託費にはPoC実施費（マーケティング調査他）等を含むことを想定するが、発注者と協議のう

え、決定する。

活動 5-1：個人情報保護法やその他の関連法制度・規則に従いつつ、民間企業、および中央省庁、E-Mongolia Academy、国家データセンター等の関連機関と連携しながら、ハッカソンイベントを実施するうえで適切なデータを準備する。

データは、省庁の保有するオープンデータおよび非公開データのみではなく、民間企業や自治体の保有するオープンデータ・非公開データも検討する。AI 活用に十分なデータの質と量、潜在的な参加者層のデータニーズや Sub-WG における協議結果も踏まえて、活用するデータを選択する。

活動 5-2：活動 5-1 にて準備したデータを活用してビジネスモデルを形成することに関心を持っている企業に対して、データを提供してハッカソンイベントを実施する。

イベントの概要は以下の通り想定している。

<ハッカソンイベント>

目的	対象企業・団体・チームの技術競争力向上、オープンデータ及び関連技術活用促進を目指し、ビッグデータに関連した技術やAI、およびオープンデータを活用した事業・サービス・商品のプロトタイプ形成を促進する。
実施概要	・ハッカソンを実施し、プロトタイプを形成する。 ・優秀企業を選定し、PoC計画・実施を支援する。 ・成果発表（ピッチ）、関係者とのネットワーキングにかかるイベントを実施する
実施回数	約2回/プロジェクト期間
対象者	ビッグデータに関連した技術やAI、およびオープンデータを活用した事業・サービス・商品開発を進めたいとする企業・団体・チームが対象。企業ステージや事業規模に応じた応募制限を設けるものではない。
参加者数	・ハッカソンイベント：約5～7社・団体/回 ・PoC支援：約2・3社・団体/回
開催期間	プログラム設計、対象企業・団体・チーム選考、ハッカソンイベント実施、PoC支援メンタリング（約3～4か月）、ピッチ・ネットワーキングイベント等の準備期間からピッチ・ネットワーキング

	イベントまで約6か月間を想定。
実施場所	ウランバートル市内
実施形態	対面・オンライン併用

（２）本邦研修・招へい

☒ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

（３）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - ・ データ格納媒体：CD-R（CD-R に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - ・ 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の

上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

- IT 産業振興法の施行状況、モンゴル政府における法制度策定・改正・施行に向けた体制・プロセスの確認、施行促進に向けた課題を確認する。

③ インパクト評価の実施

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。モニタリングシート含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。
- ICT 産業における意思決定者層のジェンダーバランスに鑑み、WG、Sub-WGs の構成員については出席者の男女比のクォータ制を導入する。実際の比率の設定についてはベースライン調査に基づき、設定する。
- 成果 3、4、5 の海外展開支援プログラム、両アクセラレータープログラム、ハッカソンプログラムにおいては、各種プロモーション等を通して女性の起業家・経営幹部・技術職が含まれるチーム参画の奨励促進や機運醸成を実施する。
- 成果 3、4 の海外展開支援プログラムやアクセラレータープログラムのメンタリング期間においては、国際ビジネス潮流への対応の一環として、ジェンダー主流化含むサステナビリティや DE&I（多様性・公正性・包摂性）に係る講義を設ける。参加対象者はメンタリング対象者のみに限らず、WG 構成員からも参加を促すものとする。
- 以下の観点については実施機関と合意はしていないが、ジェンダー課題（第 3

条 2（16）ジェンダー主流化に向けた活動、に記載。）への対応としての妥当性や実現可能性を協議のうえ、必要に応じて実施する。①メンタリング期間におけるメンター選定においては男女比に配慮する。また、メンタリングは組織内でのジェンダー・包摂性対応等の心理的安全性の確保やキャリア・ワークライフバランスにかかる助言も含めるものとする。②成果 3、4、5におけるピッチイベントに際しては、女性（学生や業界関係者）のオブザーバー参加も促進する工夫を行う。

第 5 条 報告書等

1. 報告書等

- ☒ 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後10営業日以内	日本語	電子データ	1部
ワーク・プラン (第1年次)	契約締結後2か月以内	日本語・ 英語	電子データ	各1部
モニタリングシート	業務開始から約6か月ごと	英語	電子データ	1部
業務進捗報告書 (第1年次) 兼 ワーク・プラン (第2年次)	2026年11月	日本語・ 英語	電子データ	各1部
業務進捗報告書 (第2年次) 兼 ワーク・プラン (第3年次)	2027年11月	日本語・ 英語	電子データ	各1部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・ 英語	電子データ	各1部
			CD-ROM	各1部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくはC/P等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）PDM（最新版、変遷経緯）

（イ）業務フローチャート

- (ウ)WBS 等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (カ)合同調整委員会議事録等
- (キ)その他活動実績

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	WG・Sub-WGs 運営支援	Sub-WGsは4分科会を想定。WGおよびSub-WGs（4分科会）の計5グループに関して、2026年3月に第1回目を開催、以降、四半期に1度、年間4回開催（5グループ×4回/年×3年間）。	一式	定額計上
2	海外市場展開支援 プログラム(中央アジア・日本)	成果3における活動3-1のメンタリングおよびビジネストレーニング、3-3ビジネストリップ実施・運営支援を行うもの。	一式	定額計上

		仕様は第4条2（1）④成果3にかかわる活動、における＜メンタリング・トレーニング＞、＜中央アジア＞、＜日本＞に記載の通り。		
3	ナショナルアクセラレータープログラム	成果4における活動4-1のナショナルアクセラレーター実施・運営支援を行うもの。 仕様は第4条2（1）⑤成果4にかかわる活動、における＜ナショナルアクセラレーター＞に記載の通り。メンター謝金・POC費用を含む。	一式	定額計上
4	リージョナルアクセラレータープログラム	成果4における活動4-2のリージョナルアクセラレーター実施・運営支援を行うもの。 仕様は第4条2（1）⑤成果4にかかわる活動、における＜リージョナルアクセラレーター＞に記載の通り。メンター謝金・POC費用を含む。	一式	定額計上
5	ハッカソンイベント	成果5における活動5-1のハッカソンイベント実施・運営支援を行うもの。 仕様は第4条2（1）⑥成果5にかかわる活動、における＜ハッカソンイベント＞に記載の通り。 POC費用を含む。	一式	定額計上

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない

場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国 名： モンゴル国（モンゴル）

案件名： ICT産業振興プロジェクト

ICT Industry Development Project

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における民間セクター／モンゴル開発の現状・課題及び本事業の位置付け

モンゴルは豊富な鉱物資源を有する資源国である。2023年現在、GDP 産業別構成比の28%、輸出製品の8割以上を鉱物資源セクターが占めている（モンゴル統計局）。鉱業は国際的な市況の影響を強く受ける産業であり、安定的な経済成長には鉱物資源依存型の経済構造から脱却し、産業多角化推進が不可欠となっている。

モンゴル政府は2020年5月に国家大会議で長期開発計画「Vision 2050」を採択し、産業多角化に向けてICT産業を優先重点分野の1つに定め、「2030年までにテクノロジーに基づいたイノベーションの創出を目指す」ことを掲げた。また、同年にはDigital Nation構想を発表し、デジタル国家を実現するための5か年目標（2022年-2027年）を示した。同構想では「ブロックチェーン、ビッグデータ、人工知能、ITを含む近代的な技術ベースのシステムを導入することにより、イノベーションと生産を促進」し、また「社会・経済のあらゆる分野に情報通信技術製品・サービスを導入し、競争力、生産性、効率性を高める」ことを掲げている。

かかる構想実現に向け、2020年10月にはモンゴル政府は電子政府プラットフォームE-Mongoliaの取り組みを開始した。また2022年1月にはデジタル開発および通信分野施策を所掌するデジタル開発・通信省（現：デジタル開発・イノベーション・通信省）

（MDDIC）を新設し、省庁横断的な取組のハブ機能を強化した。加えて同年「サイバーセキュリティ法」や「個人情報保護法」、2024年には「IT産業振興法¹⁶」を施行し、制度環境整備を急速に進めている。また、限定的な国内市場の中で輸出振興が喫緊の課題となる中、経済・開発省（MED）は国際貿易センター（ITC）の支援を受け、2024年にExport Strategy for Prioritized Non-Mining Sectorsを策定し、MDDICとともにIT Services Export Strategy（2024～2028）を策定した。しかし、2024年時点でICT産業のGDP産業別構成比は2%に留まり（モンゴル統計局）、「政府行動計画2024～2028」におけるGDP産業別構成比10%を達成するうえで、各種の課題に直面している。

そのような状況下、JICAは当該国ICT産業の課題状況を整理して、今後の協力方針を検討するために、モンゴル国「ICT産業・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査」（2023～2025）を実施した。また、2025年5月には本事業の詳細計画策定調査を実施し、ICT産業エコシステム全体を包括的に支援する必要性を確認した。

ICT産業法制度・規制・政策の観点では特に政策高度化に向けた情報を整備し、各種優遇策を定めたIT産業振興法の施行を促進することが重要となっている。またモンゴルICT産業の国際認知度向上を含む戦略的な海外市場展開や効果的な政策形成・実施

¹⁶ 「IT産業振興法」とはIT産業振興を目的とし、IT産業に従事する企業・人材育成、資金源多様化、投資環境整備に向けた政府の支援策を規定したもの。同法律では「バーチャルゾーン」というオンラインプラットフォームが設置され、バーチャルゾーンに登録したIT産業企業は同法律にて規定された各種支援を受けることが出来る。また、AI等の製品・サービス開発・実証に向けては規制のサンドボックスが設けられると規定されている。

に向けて、官民対話や民間企業間の連携・協働を促進して、産官学各種ステークホルダー間のネットワーク構築を促進することも課題となっている。

加えて、企業経営支援の観点では、モンゴル政府がICT企業の成長ステージに応じた支援を実施出来るよう体制を整備する必要がある。特に、限定的な国内市場規模の中では、アーリー期¹⁷前後以降のスタートアップや大手・中堅企業の海外市場展開に向けた経営能力強化、海外ネットワークとのリンケージ形成に対応した支援を強化し、産業の成長と持続的発展に向け、海外市場での成功事例の形成を進めていく必要がある。更には、エコシステムの裾野拡大や競争力強化に向けて、アクセラレータープログラム等、プレ・シード期¹⁸やシード期の¹⁹スタートアップの振興を継続していく必要性も指摘されている。また、E-Mongoliaを中心に発展してきたE-Governmentの仕組みや、オープンデータ・ビッグデータの活用はAI技術と組み合わせることで、国際競争力を向上させることが期待されている。

以上を踏まえ、ICT産業振興に関連する政府機関が官民協働して政策・法制度を実施し改善する能力を強化することで、ICT産業に関連する制度環境が改善し、ICT産業を発展させるべく、本事業が要請された。

（２）民間セクター／モンゴル開発に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の対モンゴル国別開発協力方針（2017年）では「持続可能な経済成長の実現と社会の安定的発展」が大目標として掲げられ、同重点分野（中目標）に「環境と調和した均衡ある経済成長の実現」が掲げられている。本事業は、同国ICT産業のビジネス環境整備、企業・人材育成支援に貢献し、産業多角化を図ることから、これら方針に合致する。

また、JICAの民間セクター開発に係るグローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）におけるクラスター事業戦略「アジア投資促進・産業振興」では、投資環境整備・産業政策策定、企業間リンケージ形成、国際競争力強化を複合的に実施することにより、当該国の成長牽引産業が育成されることを目的としており、本事業は、ビジネス環境整備、関係者間ネットワーク強化、企業・人材育成支援を通してICT産業振興に貢献するため、同戦略に合致している。加えて、本事業はSDGsゴール8「包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する」およびゴール9「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」の達成に貢献するものである。

（３）他の援助機関の対応

アジア開発銀行（ADB）は「e-Government and Digital Transformation」（技術協力事業）（2022～2025）において、E-Mongolia等の電子政府サービス改善、サイバーセキュリティ能力強化を支援している。また、現地のアクセラレーターであるKITEとパートナーシップを締結して、ADB Venturesを通して気候変動対策やジェンダー統合を推進する創業期スタートアップの資金援助を行っている。

¹⁷ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、製品の提供を開始した段階（JICAクラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援」より）。

¹⁸ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、ビジネス・製品・サービスのアイデア検討、会社設立以前の段階（同上）。

¹⁹ スタートアップ成長過程の一つのステージであり、会社設立から製品・サービスが消費者に受け入れられるProduct Market Fitまでの段階（同上）。

世界銀行（WB）は「Smart Government II Project」（融資）（2023～2027）において、行政サービスデジタル化推進に向けた制度環境改善、サービスの品質基準・利便性改善、データセンター能力強化、若年層含む市民・行政官・中小企業のデジタルスキル向上・雇用創出を支援している。

欧州復興開発銀行（EBRD）はEBRD Star Venture Programmeを通してアクセラレータープログラムなど創業期スタートアップの経営・資金・海外ネットワーク強化支援、エンジェル投資家の能力強化を行っている。

また、国連開発計画（UNDP）は2022年にMDDICとDigital Nation構想実施に向けた戦略的パートナーシップを締結しており、2025年には「National Artificial Intelligence Vision and Strategy」策定支援含む、AI振興を推進するための覚書を締結している。

3. 事業概要

（1） 事業目的

本事業は、ウランバートル市において、実施機関が主体となってIT産業の官民対話を促進し、IT産業のビジネス環境改善、海外市場展開、スタートアップ・エコシステム発展、およびオープンデータ・ビッグデータおよびAIを活用したビジネスを促進することで、ICT産業振興に関連する政府機関が関連団体と連携して政策・法制度を実施し、改善する能力を強化してICT産業に関連した制度環境が改善し、ICT産業が発展することに寄与するもの。

（2） プロジェクトサイト／対象地域名

ウランバートル市

（3） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

・直接受益者：実施機関・関連機関職員約20名（MDDIC、National Information Technology Park、MED、内閣官房、道路・運輸省、家族・労働・社会保障省、国家データセンター、E-Mongolia Academy、ウランバートル市・フンヌ市等の地方自治体）

・最終受益者：ICT産業業界団体・民間企業、およびそれらに従事する人材・起業家

（4） 総事業費（日本側）3.2 億円（詳細計画策定調査費用含む）

（5） 事業実施期間

2026年1月～2028年12月を予定（計36カ月）

（6） 事業実施体制

・実施機関：デジタル開発・イノベーション・通信省（MDDIC）、National Information Technology Park（ITパーク）

・関連機関：経済・開発省（MED）、内閣官房、道路・運輸省、家族・労働・社会保障省、国家データセンター、E-Mongolia Academy、ウランバートル市・フンヌ市等の地方自治体

（7） 投入（インプット）

1） 日本側

① 専門家派遣（合計約 49 P/M）：

短期専門家：業務主任者／ICT産業政策・法制度・規制、国際ビジネス/海外市場展開、スタートアップ・エコシステム構築、オープンデータ／ビッグデータ／AI技術振興、IT産業データ収集等

② 研修員受け入れ：無し

③ 機材供与：無し

2) モンゴル側

① カウンターパートの配置

実施機関（MDDIC、ITパーク）および関連機関（経済・開発省、内閣官房、道路・運輸省、家族・労働・社会保障省、国家データセンター、E-Mongolia Academy、ウランバートル市・フンヌ市等の地方自治体）による代表者・職員の配置、プロジェクト・ダイレクター（MDDIC事務次官）、副プロジェクト・ディレクター（MDDIC局長）、プロジェクト・マネージャー1（成果1、2、5）（MDDIC課長）、プロジェクト・マネージャー2（成果3、4、5）（ITパーク投資・プロジェクト部門長）の配置

20

② 事業実施のための執務室や運営経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

技術協力事業「新ゾーンモド市及び自由経済地域開発促進プロジェクト」では、空港周辺に位置するフンヌ市²¹の開発に向けて、投資環境整備のための法制度整備、産業振興計画、開発・運営体制構築を支援している。モンゴル政府は同市をICTを始めとする新産業特区として開発する方針を示している。同じく、技術協力事業「日本・モンゴル間の経済連携強化に向けたビジネス促進プロジェクト」においては、モンゴル日本人材開発センターをカウンターパートとして、日本・モンゴル間のビジネス連携に関わる関係省庁との政策対話促進、ビジネス交流促進、起業家²²支援に向けたサービス提供能力向上を支援している。これら事業や関係機関とは、モンゴルのICT産業エコシステム全体の発展の観点から、情報共有や意見交換を行い、連携を図っていく。また、長期研修や課題別研修と連携してICT産業エコシステム発展につなげていく。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

EBRD、ADB、WBがそれぞれ創業期スタートアップ・投資家支援や雇用創出支援を行い、またE-Governmentの品質向上支援を行っている中で、モンゴルICT産業エコシステム全体の発展を見据えて、情報共有や意見交換を行いながら、連携や協働を進める。また、AI振興に関連してUNDPとも必要に応じた意見交換を行う。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 C

② カテゴリ分類の根拠

「JICA環境社会配慮ガイドライン」に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる協力事業であるため。

²⁰ 成果5に関して、政策面はMDDIC、企業支援事業実務面はITパークが運営責任を負うことで分業する。

²¹ 2025年1月に新ゾーンモド市から改称。

²² 当該事業における「起業家」とは、スタートアップあるいはスモールビジネスを興す意志のある人と定義している。また、JICAクラスター事業戦略「イノベーション創出に向けたスタートアップ・エコシステム構築支援（NINJA）」に従い、スタートアップとは市場に存在しない革新的な製品やビジネスモデルを有し、短期間で高い成長性を目指す企業と定義する一方、スモールビジネスとは着実な成長を示す傾向があり、安定的かつ継続的に収益を確保していくことを目指す企業と定義。

2) 横断的事項：無し

3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】 「(GI(S)) ジェンダー活動統合案件」

<分類理由>

ICT産業では女性経営者や女性社員の割合が限定的であり、特に意思決定層に女性が少ないという課題に対し、本事業で設置するWGやSub-WGsへの女性の代表者の参画を促進し、女性の参加割合を指標とすることを合意したため。また、成果3、4、5に係る活動では女性が代表者として参画する企業・団体・チームのプログラム応募を促進する取組を実施するとともに、組織における多様性尊重が企業価値向上やイノベーションに寄与するというDE&I（多様性・公平性・包括性）の理解向上に向け、アクセラレーター向け研修にDE&Iを含む計画である。

(10) その他特記事項

特に無し。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：モンゴル ICT 産業に関連した制度環境が改善し、ICT 産業が発展する。

指標及び目標値：

1. IT 産業振興法下で設置されたバーチャルゾーン²³に登録する ICT 企業数
2. GDP に対する ICT 産業の寄与度の増加。

(2) プロジェクト目標：ICT産業振興に関連する政府機関が関連団体と連携して政策・法制度を実施し改善する能力が向上する

指標及び目標値：

1. IT 産業振興のための官民対話を促進する IT 業界の”umbrella organization”（統括団体）が設立される。
2. XX 数の企業によって、バーチャルゾーンや AI サンドボックス²⁴等、IT 産業振興法が活用される。
3. モンゴル企業および中央アジア企業・日本企業間のビジネス提携のケースが、それぞれ XX 件、YY 件ずつ形成される。
4. ナショナルアクセラレータープログラムやリージョナルアクセラレータープログラムを通して XX 件の資金調達、YY 件のビジネス提携の事例が形成される。
5. ハッカソンイベントを通して XX 件のユースケースが形成される。

(3) 成果

成果 1：モンゴルのIT産業の発展に向けた官民対話が促進される。

成果 2：モンゴルIT産業に関連する政策、法令、規則、規制等のビジネス環境が改善する。

成果 3：モンゴルITビジネスの海外市場展開が促進される。

成果 4：モンゴルIT産業におけるスタートアップ・エコシステムが発展する。

成果 5：オープンデータ、及びビッグデータ、AIに関連したビジネスが促進される。

(4) 主な活動

²³ IT産業振興法によると、「バーチャルゾーン」とはIT産業振興法の下に設置されたオンラインプラットフォームのことで、バーチャルゾーンに登録したIT産業企業はIT産業振興法に規定された各種支援を受けることが出来る。

²⁴ IT産業振興法によると、「AIサンドボックス」とは、AI技術にかかる新しいIT製品やサービスを開発、改善、実証することを目的とした環境のことを指す。

活動 1-1 JICA基礎調査²⁵報告書におけるワーキンググループの活動をレビューし、本プロジェクトにおけるワーキンググループ（WG）の運営計画案を作成する。

活動 1-2 WGおよびサブワーキンググループ（Sub-WGs）を立ち上げる。

活動 1-3 WGとSub-WGsの会議を四半期に一度開催して議論を促進し、各Sub-WGsの活動実施をモニタリングする。

活動 1-4 WGおよびSub-WGでの議論結果に基づいて、モンゴルのIT産業振興にかかるアクションプラン／ロードマップ／企画書案を作成する（データ利活用に関わる民間企業間または民間企業・公的機関間のデータ授受にかかる施策、フヌヌ市におけるIT産業振興のための自由経済区開発、特に保健・教育・環境・公共部門においてAI戦略またはOECD AI原則や広島AIプロセス等の国際的なAIガバナンスのフレームワークに寄り添った、安全で倫理的で責任あるAI活用等）

活動 2-1 IT産業振興法にて設置されたバーチャルゾーンの登録システムを活用して、モンゴルIT企業の登録を進めてデータを収集する方法を確立する。

活動 2-2 活動 2-1 によるデータ収集に基づき、IT企業及びその他ステークホルダー（BDSプロバイダー²⁶等）が企業の成長ステージ毎に配置されたIT産業エコシステムマップを作成する。

活動 2-3 IT産業振興法をレビューして施行上の課題を特定する。

活動 2-4 国際的なグッドプラクティスを参照しつつ、特にバーチャルゾーンやAIサンドボックス等の分野で、IT産業振興法の施行を促進する。

活動 3-1 特に中央アジアや日本などの海外でビジネスを行うことに興味をもっているモンゴルIT企業に対してメンタリングやビジネストレーニングを提供する。

活動 3-2 対面やオンラインにて、モンゴルのIT企業と中央アジアや日本のIT企業間のビジネスマッチングイベントを開催する。

活動 3-3 中央アジアや日本へのビジネストリップを実施し、それらの国の産業団体、IT企業、および関連団体との交流を促進する。

活動 4-1 ナショナルアクセラレータープログラムを実施する。

活動 4-2 中央アジアにて事業を行うことを念頭に入れた、リージョナルアクセラレータープログラムを実施する。

活動 5-1 個人情報保護法やその他の関連法制度・規則に従いつつ、民間企業、および中央省庁、E-Mongolia Academy、国家データセンター等の関連機関と連携しながら、ハッカソンイベントを実施するうえで適切なデータを準備する。

活動 5-2 活動 5-1 にて準備したデータを活用してビジネスモデルを形成することに関心を持っている企業に対して、データを提供してハッカソンイベントを実施する。

5. 前提条件・外部条件

（1） 前提条件

²⁵ JICAモンゴル国「ICT産業・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査」（2023～2025）

²⁶ DCED（2001）BDS Guideline Principle（<https://www.enterprise-development.org/wp-content/uploads/BDS-Guiding-Principles-2001-English.pdf>）では、BDS（Business Development Service）とは「企業の業績や市場へのアクセス、競争力を向上させるサービス」と定義される。

特に無し。

(2) 外部条件

- ・モンゴルの政治・経済状況が劇的に変化せず、ICT産業振興関連の行政体制が大きく変更されない。
- ・モンゴルおよび中央アジアの国家（特にウズベキスタンとカザフスタン）間の外交関係が劇的に変化しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ルワンダ共和国「ICTイノベーションエコシステム強化プロジェクト」（技術協力事業）（2017年～2022年）では、多様な関連機関が参画し、抱える課題や関心が多様であり、また活動の多くがルワンダで経験が無く成果達成が不透明な状況であった。またICT産業のトレンドが急速に変化するため、活動の管理手法としてWork Breakdown Structureを導入して、PDMに加えてサブアクティビティレベルまでのロジックツリーと活動候補を準備して、様々な取組を実験的に実施しつつ進めた。本事業の関連組織も多岐にわたり、またWGやSub-WGsを通して参加型にて活動を実施していくため、WG運営時にはルワンダの運営管理手法を導入して、プロジェクト目標に向けて活動の方向性がぶれないよう工夫を行う。

また、同様に上記案件は、効果的なプログラムの実施には専門性以上に、現地の状況や現地企業の現況を把握していることが重要であると判明したため、現地の人材を活用する方向へとシフトさせることによって、効果的なプログラムの開発及び持続的な体制構築に繋がったと報告している。本事業においてもプロジェクト終了後のプログラム移管先や運営体制も見据えて、実施機関が主導しながら現地リソースをベースとして各種活動を実施しつつ、並行して効果的な実施体制を構築していく工夫を行う。

更には、JICAのモンゴルICT・スタートアップ支援事業に関連しては、過去数年、上記基礎調査の他、関係者間の共創推進イベントである「Mongolia open Innovation and Co-creation for SDGs」（MICS）（2023年、2024年）、中小企業・SDGsビジネス支援事業や草の根技術協力事業、日モビジネスフォーラム等、モンゴルに関わる現地関係者が複数の事業やイベントにまたがって活動、協働して経験を共にすることで、緩やかなネットワークが形成されつつある。本事業でも各種活動の企画・運営を協働で進め、また過去のJICA事業関係者の参画や連携も促す等の工夫を行って、ネットワーク強化とイノベーション促進を行い、エコシステムとしての競争力強化に取り組む。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力方針等に合致し、実施機関および関連機関の政策実施・改善能力強化、ICT産業法制度実施促進、現地企業・スタートアップ経営能力強化を通じて、ICT産業振興に係るエコシステムの発展に資するものであり、SDGsゴール8「包摂的で持続可能な経済成長とディーセント・ワーク」及びゴール9「強靱なインフラの構築、包摂的で持続可能な工業化の促進とイノベーションの育成」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内
事業終了 3 年後

ベースライン調査
事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

（６）根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：ICT 産業制度環境整備およびエコシステム振興に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：東・中央アジア及び全途上国地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

業務は2026年1月上旬～2029年1月下旬にかけて実施する。

（2）業務量目途と業務従事者構成案

1）業務量の目途

約 49.92 人月

2）渡航回数を目途 延べ52回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- WG・Sub-WGs 運営支援
- 海外市場展開支援プログラム（中央アジア・日本）
- ナショナルアクセラレータープログラム
- リージョナルアクセラレータープログラム
- ハッカソンイベント

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- モンゴル国「ICT 産業振興プロジェクト」詳細計画策定調査結果とりまとめ資料
- モンゴル国「ICT 産業振興プロジェクト」R/D
- モンゴル国「ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査」ファイナルレポート

2）公開資料

- モンゴル国「Baseline survey of the Mongolian start-up ecosystem」（2022）成果品

<https://www.jica.go.jp/english/overseas/mongolia/information/topics/2022/220413.html>

➤ モンゴル国「Baseline survey of the Mongolian startup ecosystem 2023」（2023）成果品

https://www.jica.go.jp/overseas/mongolia/sjp04ove1698/_icsFiles/afieIdfile/2024/08/28/Summary.pdf

https://www.jica.go.jp/overseas/mongolia/sjp04ove1698/_icsFiles/afieIdfile/2024/08/28/Final.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（日本語⇄モンゴル語）	無 ※実施機関との間では英語可ですが、一部の関係機関や民間企業とのコミュニケーションはモンゴル語となります。
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、別添「プレゼンテーション実施要領」を参照してください。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１．競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

247,972,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- １） 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- ２） 上限額を超える別提案に関する経費
- ３） 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（４）定額計上について（該当する□にチェック）

■ 本案件は定額計上があります（68,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	WG・Sub-WGs運営支援	「第２章 第４条 ２．（１） ②成果１に関	12,000,000円	WG・Sub-WGs運営支援。3年間分。	再委託

		わる活動」			
2	海外市場展開支援プログラム (中央アジア・日本)	「第2章 第4条 2.(1) ④成果3に関わる活動」	22,000,000円	活動3-1のメンタリング・ビジネストレーニング、および活動3-3ビジネストリップ(中央アジア・日本)実施・運営支援。2回/プロジェクト期間分。ビジネストリップ関連費用においては参加企業の旅費・交通費、通訳費含む。	再委託
3	ナショナルアクセラレータープログラム	「第2章 第4条 2.(1) ⑤成果4に関わる活動」	12,000,000円	活動4-1のナショナルアクセラレータープログラム実施・運営支援。2回/プロジェクト期間分。	再委託
4	リージョナルアクセラレータープログラム	「第2章 第4条 2.(1) ⑤成果4に関わる活動」	12,000,000円	活動4-2のリージョナルアクセラレータープログラム実施・運営支援。2回/プロジェクト期間分。	再委託
5	ハッカソンイベント	「第2章 第4条 2.(1) ⑥成果4に関わる活動」	10,000,000円	活動5-2のハッカソンイベント実施・運営支援。2回/プロジェクト期間分。	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額(税抜き)で計上してください。

(千円未満切捨て不要)

(6) 旅費(航空賃)について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考え

られる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

別紙：プロポーザル評価配点表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 「第1章 企画競争の手続き」の「2. （3）日程」参照
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）
2. 実施方法： Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。
 - （1）一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
 - （2）使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
 - ① Microsoft-Teams を使用する会議
競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）行いません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。
 - ② 電話会議
通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から JICA が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注）JICA 在外事務所及び国内機関の JICA-Net の使用は認めません。

以 上